

高齢者等住宅除排雪事業

◇対象世帯は？◇

原則として、藤里町に住所を有する満70歳以上の老人世帯及び1級・2級の身体障害者手帳所持者のみの世帯、療育手帳A判定所持者のみの世帯が対象となります。

◇こんなときに◇

降雪により堆積した圧雪の深さが20cm以上るとき、除排雪することが困難な場合に利用できます。

◇どのくらい？◇

対象世帯宅の玄関から道路までの間と、緊急用非常口としてもう1ヶ所を1m程度の幅で除雪します。

◇利用回数◇

対象世帯につき、1年度に3回まで利用できます。

◇利用方法◇

前項に該当する世帯は、お近くの民生委員又は社協福祉員に要請依頼をしてください。

※要請を受けた後、地区の民生委員等が世帯を訪問し、現地を確認します。実施が適当と判断された場合に、民生委員等が町社協へ要請することになります。

※町社協が要請依頼を認めた場合に、町社協からあらかじめ定められている町内業者の担当者に連絡され除排雪を行います。

除排雪のながれ



70歳以上の老人世帯
1・2級身体障害者手帳所持者、
療育手帳A判定所持者のみの世帯

要請依頼

地区担当民生委員・社協福祉員

社協へ連絡

民生委員等要請世帯現地確認

業者へ作業依頼

藤里町社会福祉協議会

町内業者

除排雪の実施

【お問い合わせ先】

・藤里町社会福祉協議会

☎ (79) 2848

・藤里町町民生活課 健康福祉係

☎ (79) 2113

水道の凍結にご注意

いよいよ、冬の本格的シーズン。水道の凍結が心配です。
水道の凍結を防ぐために、次の点に注意してください。

①水抜き栓を開いたあとに蛇口を開いて、水を完全に落とす。

②日中でも、長時間水道を使用しない場合は、水抜き栓を閉める。

③遠隔操作の水抜き栓を使用している家庭では、屋根からの落雪などにより、操作が不能になることがありますので、囲いなどで水抜き栓を守る。

④冬期間はメーターの検針はないので、凍結防止のため、メーターボックスの雪は払わない。

⑤凍結、破損により、漏水などの異常に気づいたときは、役場事業課地域整備係(☎79-2115)に連絡してください。

☆屋内の蛇口の凍結は、各家庭で水道業者に連絡して修理してください。

☆水道は、わたしたちの日常生活の中で欠くことのできない設備です。蛇口や水抜き栓の点検を十分に行い、冬の凍結に備えましょう。

スキー教室のご案内

今年もスキー教室を開催します。みなさんの参加をお待ちしています。

【日時】

・1月12日(土)

午後1時30分～3時30分

・1月13日(日)

午前10時～午後3時

・1月19日(土)

午後1時30分～3時30分

・1月20日(日)

午前10時～午後3時

【場所】

・町営板清水スキー場

【対象】

・全町民(小さいお子さんから一般)

【グループ】

①親子でスキー

②キッズスキー(小学生)

③レベルアップ(中学生以上)

【締切】

・1月9日(水)当日も受け付けます。

【講師】

・藤里スキークラブ(SAJ公認)

【その他】

・リフト券は各自購入してください。

※参加料は無料です。

※雪不足で中止した場合は、1月26日(土)、27日(日)に開催します。

【申込・お問い合わせ先】

藤里町教育委員会 生涯学習係

☎ (79) 1327